

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA所在の会社B（以下「会社」という。）に採用され、金融機関に対するInformation Technologyのコンサルタント業務に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日に顧客先である銀行の執務室内において、会社の上司ら3名に取り囲まれ、強要、脅迫及び暴行を受けた後、不眠、下痢、頭痛などの症状が現れたとして、同年〇月〇日にCクリニックに受診し「抑うつ状態」と診断され、同年〇月〇日にはDクリニックに受診し「うつ病」と診断された。

請求人は、上司ら3名から暴行等を受けたため精神障害を発病したとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発病した精神障害について、E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、請求人の自覚症状、受診に至る経緯等から、請求人は、平成○年○月頃にICD-10診断ガイドラインの「F3 気分(感情)障害」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと考える、と述べている。当審査会としても、請求人の症状経過及び医証等から、E医師の医学的意見は妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 発病前おおむね6か月間の業務による出来事についてみると、請求人は平成○年○月○日に銀行内において、上司ら3名から暗闇の中で取り囲まれ、銀行の入館証を返却するよう怒鳴られ、腕を伸ばして暴力的に奪おうとされたこと(以下「本件トラブル」という。)が、本件疾病の原因になった旨主張している。

ア 請求人は、本件トラブルに至る経過を陳述書において、要旨、「平成○年○月○日に会社に呼ばれ、Fとその上司であるGから銀行に戻るな、銀行の入館カードを今渡せと命じられたが、銀行が許可した不在時間が満了し戻らなければならないと告げて銀行に戻った。同月○日に引継ぎなどで夜遅く残

っていたところ、再び会社と呼ばれ、FとHからもう銀行に戻るな、今日で終わりだ、銀行の入館カードを今すぐ渡せと言われたが、荷物を置いたままなので取りに行くと言って、二人を振り切って銀行に戻った。銀行に戻ると、Iから、入館カードを返却し荷物をまとめて銀行から出ていくよう命じられたが、それには従わず銀行のパソコンで偽装請負の告発メールを書き始めたところ、それを見たIからパソコンの電源を抜かれた。Iから30分以上にわたって銀行内〇階のフロアの端から端まで追いかけて回されたあげく、同日23時頃に一旦は銀行を出て帰途に就いたものの、告発メールの送信と証拠書類をプリントして持ち帰るために、再び銀行に同日23時30分頃に戻った。真っ暗な執務室の自分の席に着き、パソコンの電源を入れると、突然男たちが暗闇の中に入って来た。F、H、Iの3人だった。」と述べている。

イ 当審査会としては、請求人の顧客先（銀行）からの引上げ、銀行の入館カードの返却をめぐる本件トラブルについて、請求人の主張を含む一件資料を精査したところ、上司らが請求人に対して暴行や暴力を背景とした脅迫に相当する行為を行った事実は認められず、また、請求人の人格や人間性を否定するような発言を行った事実も認められないことから、本件トラブルは、具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度はⅡ）に当てはめるのが相当である。当審査会としても、この出来事の心理的負荷の総合評価は、業務指導の範囲内である指導・叱責を受けたものとして、「弱」と判断する。なお、請求人は、会社業務の実態やIに対して縷々主張するが、上司らの指示・命令に従わなかった請求人に非がないとは言えないところ、上司らが請求人に対して強制的に従わせた事実は認められないことから、請求人の主張は採用できない。また、請求人は、以前からのストレスが積み重なって本件トラブルを契機として発病したものである旨も主張するが、認定基準の考え方に照らし、請求人の主張は採用できない。

ウ 請求人は、平成〇年〇月〇日に銀行から作成依頼された企画案を全否定され、企画書の提出を妨害された上に大きな声で叱責された旨主張する。本出来事について、一件資料を精査したところ、当審査会としても具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度はⅡ）に該当し、心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

エ 以上から、請求人の本件疾病発病前おおむね6か月の間に、心理的負荷の

総合評価が「弱」の出来事が2つ認められるが、心理的負荷の全体評価は「弱」であって「強」には至らない。

オ 請求人は、上記のほかにも出来事を主張するが、請求人の業務による心理的負荷の全体評価に影響を与えるものは認められない。

- 3 以上のおりであるので、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。